国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則を次のとおり改正する。

現 行 改正 (事務の処理) (第15条 この細則に関する事務は、別表のとおり処理する。

別表(第15条関係)

事務の範囲	所掌する部署	備考
放射性同位元素等及び放射性	環境安全管理セン	
同位元素装備機器に係るこの	ター	
細則の改正等に関する事務		
所轄労働基準監督署長への報	環境安全管理セン	
告及び届出等に関する事務	ター	
職員等の放射線業務に従事す	環境安全管理セン	
る者の健康安全管理に関する	ター及び当該事業	
事務	に従事する者の所	
	属する組織及び施	
	設の事務を担当す	
	る部署	
組織及び施設で管理する放射	当該組織及び施設	
性同位元素等及び放射性同位	の事務を担当する	
元素装備機器に関する事務	部署	
その他組織及び施設における		
放射線障害予防に関する事務		

別表(第15条関係)

事務の範囲	所掌する部署	備考
放射性同位元素等及び放射性	環境安全管理セン	
同位元素装備機器に係るこの	ター	
細則の改正等に関する事務		
所轄労働基準監督署長への報	環境安全管理セン	
告及び届出等に関する事務	ター	
東京都知事への開設届及び変	環境安全管理セン	獣医療法第
7 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17		3条の規定
更届等に関する事務	<u>ター</u>	による
職員等の放射線業務に従事す	環境安全管理セン	
る者の健康安全管理に関する	ター及び当該事業	
事務	に従事する者の所	
	属する組織及び施	
	設の事務を担当す	
	る部署	
組織及び施設で管理する放射	当該組織及び施設	
性同位元素等及び放射性同位	の事務を担当する	
元素装備機器に関する事務	部署	
その他組織及び施設における		
放射線障害予防に関する事務		

附 則(細則第10号)

この細則は、平成26年10月6日から施行する。